

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 条例改正請求代表者証明書の交付

告示

鳥取県告示第二百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項の規定により、特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十七年鳥取県条例第五十七号)及び特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年鳥取県条例第四十一号)の改正の直接請求をしようとする次の者に、昭和三十年四月十九日鳥取県条例改正請求代表者証明書を交付した。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

住所 鳥取市東吉成ロノ七号
氏名 和田 実治